

12月9日、水際強化に係る新たな措置(22)が公表されております。

「オミクロン株に対する水際措置の強化(3)」(令和3年12月10日午前0時から実施)となります。

帰国者・再入国者等に関する話となりますので、お忙しいところ恐縮ですが、周知に御協力のほどよろしくお願いいたします。

詳細は以下及び内閣官房HPを御参照ください。

○水際対策強化に係る新たな措置(22)について(内閣官房HP)

[https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku3\\_20211209.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku3_20211209.pdf)

#### 【概要】

オミクロン株以外の変異株による待機指定国・地域からの帰国者・再入国者等について、検疫所長の指定する場所での3日間又は6日間待機指定国・地域からの帰国者・再入国者等のうち、条件を満たす者には、検疫所の待機施設での待機を求めず、14日間の自宅等待機措置に切り替えることとする。

#### 【参考】

※「水際対策強化に係る新たな措置(17)」について

[https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwakyouka\\_area\\_20210917.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwakyouka_area_20210917.pdf)

※「水際対策強化に係る新たな措置(20)」について

[https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku1\\_20211129.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku1_20211129.pdf)